

「判例先例 親族法―後見―」
お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

●71頁 16行目～20行目

(誤) 「成年後見人を解任する審判に対しては、成年後見人、成年後見監督人又は成年被後見人若しくはその親族から、申立てを却下する審判に対しては、申立人、成年後見監督人又は成年被後見人若しくはその親族から即時抗告をすることができる (家事 123 条 1 項 4 号)。」

↓

(正) 「成年後見人を解任する審判に対しては、当該成年後見人から (家事 123 条 1 項 4 号)、申立てを却下する審判に対しては、申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族から即時抗告をすることができる (家事 123 条 1 項 5 号)。」

以上